

# 携帯ショップなど電気通信サービスの販売代理店を対象とした届出制度に関する説明会を開催

東海総合通信局(局長 吉武 久)は、8月1日(木)、当局会議室において「電気通信サービスの販売代理店を対象とした届出制度に関する説明会」を開催しました。

説明会には、電気通信事業者や販売代理店の担当者が117名参加。総務省消費者行政第一課の担当者から、届出が必要となる販売代理店の範囲、届出の手続、販売代理店に課される規律を説明しました。

「電気通信サービスの販売代理店を対象とした届出制度」は、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保するため、本年5月10日に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。本年5月17日公布)により導入され、本年10月初旬から11月中旬までの間に施行される予定です。

「電気通信サービスの販売代理店を対象とした届出制度」が施行された場合、販売代理店は新たに届け出る必要があるほか、不実告知の禁止、料金その他の提供条件の説明義務、自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止、届出番号の説明書面への記載義務などが課されます。



## 販売代理店の届出制度の概要

- 電気通信サービスの販売代理店たる法人又は個人は、その「業務を行う前」に総務大臣に対して届出を行う必要があります。
- 改正法の施行時において既に業務を行っている販売代理店は、施行日から起算して「3月以内」に届出を行う必要があります。
- 改正法の施行日(届出書の受付開始日)は、令和元年10月初旬から11月中旬を予定しています。決まり次第、届出書の様式とあわせて総務省のホームページ等で公表します。

### 届出を要する販売代理店の主な要件

- (1) 電気通信事業者又は販売代理店から委託を受けていること
- (2) 携帯電話端末サービス、FTTH、ISP等の電気通信役務(電気通信事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務)を取り扱っていること
- (3) 契約の締結の勧誘又は契約の申込みの受領を行っていること

### 届出を要する者の典型例

- |   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| ① | 携帯電話端末サービス等のいわゆるキャリアショップを運営する者       |
| ② | FTTHサービス等の電話勧誘を行う者                   |
| ③ | 携帯電話端末サービス、FTTHサービス等の勧誘や契約手続を行う家電量販店 |
| ④ | CATVインターネットサービス等の訪問販売を行う者            |

説明会では、電気通信事業者や販売代理店の担当者から、自社や傘下の販売代理店が届出対象となるか否か、派遣会社から派遣された社員がいる場合の派遣会社が届出対象となるか否か、届出せずに媒介等業務を行った場合の罰則はどういった内容かなどの質問がありました。

東海総合通信局では同様の説明会を、8月23日(金)に静岡県産業経済会館(静岡市内)、8月29日(木)に当局会議室で開催する予定です。

### 案内サイト

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/topics/event/2019-0624-2.html>

お問い合わせ先： 情報通信部電気通信事業課  
052-971-3416